

賃金引上げ等の実態に関する調査

【一般統計調査】

【実施機関】

厚生労働省政策統括官付参事官付賃金福祉統計室

【目的】

労働組合のない企業を含めた民間企業における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的とする。

【沿革】

本調査は、昭和44年から調査を開始した。

【公表】

インターネット及び印刷物（概況：調査実施年の11月、印刷物：調査実施年の翌年2月）

【調査の構成】

1－賃金引上げ等の実態に関する調査票

1－賃金引上げ等の実態に関する調査票

【調査対象】

（地域）全国 （単位）企業 （属性）主たる事業が日本標準産業分類に掲げる15大産業（「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「サービス業（他に分類されないもの）」に属する会社組織の民間企業で、「製造業」及び「卸売業、小売業」については常用労働者30人以上、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業。

【調査方法】

（選定）無作為抽出 （客体数）3,500/95,000 （配布）郵送 （収集）郵送 （記入）自計 （把握時）調査実施年の1月～12月の1年間。ただし、昨年冬の賞与に関する事項については調査実施前年の9月～調査実施年の2月、今年夏の賞与に関する事項については調査実施年の3月～8月とする。（系統）厚生労働省一報告者

【周期・期日】

（周期）年 （実施期日）調査実施年の8月1日～20日

【調査事項】

1. 企業の名称、2. 本社の所在地、3. 企業の全常用労働者数
4. 企業の事業内容又は主な製品名
5. 労働組合の有無
6. 賃金の改定実施の有無及び改定時期

- 7.1 人平均賃金の改定額・改定率
8. 定期昇給・ベースアップの実施状況
9. 賃金カット等の実施状況
10. 賃金の改定方式
11. 賃金の改定の決定に当たっての重視要素
12. 賞与支給状況及び決定方式
13. 労働組合との交渉経過
14. 夏季・冬季（前年）の賞与要求、妥結状況

（平成 28 年 11 月更新、総務省統計局「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」：
平成 22 年 6 月 8 日承認）